



全タク連発第42号
令和4年6月16日

厚生労働大臣
後藤茂之様

(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋一朗



地域別最低賃金額の改定について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウィルスによる影響は、ハイヤー・タクシー事業におきましても極めて深刻であり、特に観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響を受けております。

さらに、新型コロナウィルス感染症の拡大が、国民の間に新しい生活様式を定着させつつあることから、今後とも新型コロナウィルス感染症拡大前の状況に戻ることはないものと考えています。

現在多くの事業者においては歩合給という賃金制度を取っていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こしていて、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況であり、地域公共交通機関であるタクシー事業経営の基盤をゆるがしかねない惨憺たる結果を招いております。

新型コロナウィルス感染症の収束が見通せない状況の下、昨年後半からエネルギー価格が急激に高騰にする中、さらに本年2月からのロシアのウクライナ侵略の影響で、エネルギー需給がより一層逼迫し、燃料価格の更なる高騰が懸念されており、タクシー事業は今や存亡の危機にあります。

タクシー事業者はこうした状況の下において、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて

日夜必死に努力を続けております。

本年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022 について」には、「最低賃金の引上げは、地域間格差に配慮しながら、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされました。

つきましては、貴職におかれましてはタクシー業界の現状にご理解を賜り、中央最低賃金審議会へ改定の目安を諮問する際には、地域間格差と賃金支払能力を充分考慮した上でのご審議が、慎重に進められますようなご尽力を賜りますように強く要望いたします。

何卒ご理解とご高配を賜りますようにお願い申し上げます。